

## プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和4年5月27日

富山市観光協会長 高木 繁雄

### 1 業務概要

(1) 業務名

稼げる観光商品化事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「稼げる観光商品化事業業務委託仕様書」参照

(3) 履行期限

令和5年2月28日（火）まで

(4) 提案限度額

4,450,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 提案書の提案資格

(1) 参加者に必要な資格

本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く）
- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下

同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 過去の履行実績

- ・過去に同種・類似業務を行った実績があること。

### 3 スケジュール（予定）

日程	内容
令和4年5月27日(金)	公募開始・業務説明資料等の配布
令和4年6月6日(月)	参加表明書の提出期限 午後5時
令和4年6月7日(火)	提案資格確認通知書、提案書提出要請書送付
	質問書の提出期限 午後5時 ※質問書提出期間 5月27日(金)～6月7日(火)
令和4年6月13日(月)	質問の回答
令和4年6月17日(金)	提案書の提出期限 午後5時
令和4年6月29日(水)	選考委員会のヒアリング開催（時間は別途通知）
令和4年6月30日(木)	選考結果の通知

※日程に変更がある場合は、あらかじめ提案者に連絡します。

#### **4 業務説明資料の交付**

---

(1) 交付期間

令和4年5月27日（金）から6月6日（月）まで

(2) 交付場所及び方法

富山市観光協会のホームページにおいて公開します。

#### **5 参加表明書の提出**

---

次のとおり参加表明書（様式1）および資本関係・人的関係に関する調書（様式2）を提出してください。

(1) 参加表明書受付期限

令和4年6月6日（月）午後5時まで（必着）

(2) 参加表明書受付場所

富山市観光協会

〒930-0081 富山市本丸1番45号

(3) 参加表明書の提出方法

(2)の受付場所において持参または郵送により受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、收受確認のため、送付後に電話をお願いします。

※電子メールでの受付は行いません。

(4) 提案資格確認通知書・提案書提出要請書の送付

参加表明書を提出した者には、令和4年6月7日（火）に郵送で提案資格の確認通知書を送付します。そのうち、提案資格が確認されたものに対しては、提案書の提出要請を行います。

#### **6 募集に関する質問の受付等**

---

募集内容に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問書受付期間

令和4年5月27日（金）～6月7日（火）

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式3）を電子メールにより提出し、必ず富山市観光協会へ送信

した旨の連絡をしてください。

E-MAIL info@toyamashi-kankoukyoukai.jp

### (3) 回答方法

回答は質問者に対して令和4年6月13日(月)までに、電子メールにより行います。また、質問者の法人名を伏せた上で質問及び回答内容を富山市観光協会ホームページにおいて公表します。

## 7 提案書の提出

提案書の提出要請があった者は、次のとおり提案書を提出してください。

### (1) 提案書受付期限

令和4年6月17日(金)午後5時まで(必着)

### (2) 提案書受付場所

富山市観光協会

〒930-0081 富山市本丸1番45号

### (3) 提案書の提出方法

(2)の受付場所において持参または郵送により受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、一般書留または簡易書留にて送付してください。

※電子メールでの受付は行いません。

### (4) 提案書の作成要領

①提出部数 12部(原本1部、コピー11部)

②大きさ等 製本してA4版とし、表紙(様式8)をつける。

③ページ番号 一連のページ番号を付する。

### (5) 提案書記載項目

仕様書の内容を踏まえて、下記の項目について記載してください。

#### ①企業概要及び業務実績等

ア 企業概要(様式4)

イ 配置予定者(責任者)調書(様式5)

ウ 同種・類似業務実績調書(様式6)

エ 業務実施体制(様式7)

## ②企画提案書

- ア 本市の観光素材を活かした富裕層にも対応できる上質で高付加価値な観光商品化に期待ができる具体的なコンテンツの商品化の案を2つ例示する。且つ、そのコンテンツのターゲットとする年齢層、性別等の属性とその分析を示す。
- イ 仕様書記載の業務内容の実施方法や実施スケジュールを記載する。
- ウ 次年度以降の観光商品の販売及びプロモーションに向けたロードマップを示す。
- エ その他、予算の範囲内で効果的・効率的な提案があればその内容を記載する。

※審査の公正を期すため、企画提案書には、自社及び関連企業の企業名が明らかとなる事項は記載しないこと。

## ③活動実績事例

国や他の自治体において、当該事業の目的に類似した観光商品造成の実績がある場合は、具体的内容(観光商品の内容及び結果概要)を記載する。

## ④見積書

本事業見積と参考見積(2年度目以降における経費)について、経費の内訳が具体的に分かるように記載する。

## (6) 提案書の取扱い

提出された提案書は返却しません。また、情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

## 8 審査及び選考

---

### (1) 選考方法

『稼げる観光商品化事業業務委託受託候補者選考委員会「以下「選考委員会」という。』において提案書及び必要に応じヒアリング(プレゼンテーション・質疑応答)を実施し、その内容を総合的に審査した上で、受注者を特定します。

※応募者多数の場合は、書面による一次審査を事務局で行い、上位3社について2次審査によるヒアリングを実施します。

### (2) 選考委員会の開催

令和4年6月29日(水)

※各提案者の開始時間、開催場所については別に案内します。

### (3) 実施方法

説明時間は、質疑応答時間を除き20分とし、説明員は3名までとします。プロジェクターとスクリーンは用意しますが、プレゼンテーション用のパソコン及びその他必要機器は各社で準備してください。

※社名等は伏せて説明をすること。

### (4) 評価基準

別紙「提案書評価基準」により選考委員会の委員が総合的に評価し、各委員の評価点数の総合計が最も高かった提案を行った者を受注者として特定します。

### (5) 選考結果

選考結果は、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知します。なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の法人名を伏せた上で富山市観光協会ホームページにおいて公表します。

## 9 配布書類

---

- (1) 稼げる観光商品化事業業務委託提案競技実施要領（本書）
- (2) 稼げる観光商品化事業業務委託仕様書
- (3) 提案書評価基準
- (4) (様式1) 参加表明書
- (5) (様式2) 資本関係・人的関係に関する調書
- (6) (様式3) 質問書
- (7) (様式4) 企業概要
- (8) (様式5) 配置予定者（責任者）調書
- (9) (様式6) 同種・類似業務実績調書
- (10) (様式7) 業務執行体制
- (11) (様式8) 提案書表紙

#### 【問い合わせ先】

富山市観光協会

〒930-0081 富山市本丸1番45号

TEL 076-439-0800

FAX 076-439-0810

E-MAIL [info@toyamashi-kankoukyoukai.jp](mailto:info@toyamashi-kankoukyoukai.jp)